

1 生徒心得

本校は、「知・仁・勇」の校訓のもと、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図り、自主・自律の精神に満ちた人格の育成に当たってきました。その校風と伝統は多くの卒業生が築き上げてきたものであり、それを受けて生徒一人一人が津島高校の生徒としての責任を果たすことが求められています。そのためには、謙虚な心で基本的な生活習慣を身に付け、伝統ある本校の一員としての自覚と誇りをもった行動が生徒に期待されています。そこで、次にあげることに留意して規律ある生活に心掛けてください。

1 生命の尊厳

- (1) 全てに優先するものが『生命』であり、自他の生命を尊重する心を育てるとともに、心身とも健康な生活を送るように努める。
- (2) 友人関係で生じた問題は、お互いの話し合いで解決するように努め、暴力行為やいじめ（差別）につながることをないようにする。
- (3) 「生命を大切にする」という観点から、交通事故の加害者・被害者にならないためにも交通道德と道路交通法を守る。

2 校内生活

- (1) 始業時刻は17時30分である。時間にゆとりをもった登校に心掛ける。
- (2) 欠席・遅刻・早退の届け出について

[欠席をする場合]

当日(14時00分から17時25分の間)に電話で連絡をする。

[遅刻をする場合]

欠席の場合と同じく、電話で連絡する。授業が始まってからの遅刻は職員室にて「入室許可証」に記入し、教科担当の教員にカードを渡し教室に入室する。(カードがない場合は欠課になる)

[早退する場合]

理由を担当の先生に申し出て、許可を得る。職員室で「早退届け」に記入してから下校する。

- (3) 登校後の外出は必ず担任の承認を得る。(基本的には外出は不可)
* 登校後、定時制生徒が使用する場所(南館1階)以外は、立ち入り禁止。
(給食室・情報教室・体育館・興学館・卓球場・中庭・北グラウンド・駐車場は必要において許可する。)
- (4) 忌引きの取扱いについて

次の場合は忌引きとして出席にも欠席にも扱わない。但し、各教科の時間は欠課として扱う。

ア 父母・配偶者の死亡した場合 7日以内

イ 祖父母又は兄弟姉妹の死亡した場合 3日以内

ウ 外祖父母・曾祖父母・義兄弟・伯(叔)父・伯(叔)母・甥・姪の死亡した場合 1日以内

但し、同一世帯内(同居)の場合 3日以内

- (5) 21時30分の最終下校時刻を守り速やかに帰宅する。この時刻以後に活動する必要がある場合は、事前に時間外活動延長届を提出する。
- (6) 生徒が校内で集会を開催したり、ポスター等を掲示又は配布したり、金銭を徴収しようとしたりするときは、事前に生徒指導部又は生徒会担当の先生の指導を受ける。

3 あいさつや言葉づかい

- (1) 生徒同士はもちろん、先生・保護者・来訪者の方々にも、あいさつを心掛ける。
時と場所にふさわしい言葉づかいに心掛けると共に、不快感を与えるような行動は慎む。

4 清潔・整頓と公共物

- (1) 生徒は互いに清潔・整頓に心掛け、充実した学校生活を送るための環境を自分たちの手でつくっていくことに努める。
- (2) 校舎内の備品(公共物)は常に大切に扱い、勝手に移動しないようにする。万一、破損した場合はその旨を担当の先生に申し出る。
- (3) 履物は上下を区別し、校舎内を汚さないようにする。

5 服装と所持品

- (1) 制服の設定はないが、学校は公共の場であることを踏まえ、服装や頭髪、所持品は清潔・質素を旨とし、他の人に不快な感じを与えないようにする。
- (2) 履物は上下を厳重に区別する。上履きは学校指定とする。
- (3) 学習に必要なもの以外は学校に持参しない。
- (4) 携帯電話は、持ち込んでも構わないが、授業中使用禁止であるので、電源を切って鞆の中にしまうこと。
- (5) 貴重品の管理には特に留意し、盗難紛失の際は直ちに担任・生徒指導部に届け出る。

6 風紀

お互いを敬い協力の精神をもって行動し、本校の名誉を傷つけないようにする。

- (1) 通学には、生徒手帳を携帯する。
- (2) 外出
 - ア 外出する際にも生徒手帳を携帯する。
 - イ 保護者に無断で外泊をしない。
 - ウ 不健全な遊技場や飲食店には行かない。
- (3) 飲酒・喫煙・薬物摂取等の法律で禁止されている行為は絶対にしない。

7 交通安全

通学時はもちろん、日常の生活においても交通道德や道路交通法を守り、安全に留意する。

- (1) 万一、交通事故を起こした場合は、直ちに担任を通じて生徒指導部に届け出る。
- (2) 交通事故に備えて保険の加入が必要である。

8 各種の願いと届け出

下記の願いや届け出については担任の指導を受けて提出する。

- (1) 在学証明書交付願 事務室 (2) 通学定期購入願 事務室
- (3) 施設・備品等破損届 職員室 (4) 学割 職員室
- (5) 交通事故報告書 職員室

2 改定の手続き

- (1) 生徒会は、議員を通じて生徒の意見を集約し、生徒議会を招集し承認を得た後、校長に対し生徒心得の改正を求めることができる。
- (2) 生徒会からの改定の提案を受けて、学校評議員会で改定の有無を議論する。
- (3) 校長は、学校評議委員会等の意向を踏まえ、生徒心得の改正について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過および決定理由について、生徒および保護者に説明するものとする。